

川崎市公告第49号

公募型プロポーザル方式について次のとおり公告します。

令和8年1月14日

川 崎 市 長 福 田 紀 彦

1 件名

川崎市介護保険業務委託

2 履行期間

契約日から令和9年3月31日

3 履行場所

川崎市役所本庁舎

川崎市川崎区宮本町1番地

4 事業概要

川崎市介護保険業務委託

5 契約上限額

134,105,400円（消費税及び地方消費税を含む）

6 参加資格

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中ではないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」に登載されていること。
- (4) 3年度以内に国又は地方公共団体から本業務と同様の業務（介護保険業務委託）の受託実績があり、運用実績を1年以上有していること。
- (5) 個人情報の取扱いに係るプライバシーマーク及びISM認証を取得していること。
- (6) この調達内容について確実に履行できること。

7 参加資格の確認

(1) 提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課
電話：044-200-2455 FAX：044-200-3926
電子メール：40kaigo@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

令和8年1月14日（水）から令和8年1月21日（水）
午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで（土、日を除く）

(3) 提出書類

- ア 参加意向申出書（様式あり）
- イ 実績表（様式あり）
- ウ 取得規格認証書の写し
- エ 類似の契約実績を証する書類

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は宛先を次のとおりとし、受付期間内に必着とする。）

郵送の場合の宛先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市 健康福祉局 介護保険課 事業調整担当

(5) 参加資格確認審査

参加資格の審査結果は文書（電子メール）にて、令和8年1月23日（金）までに通知する。

8 質問書の提出

(1) 照会窓口

7 (1) と同じ

(2) 質問受付期間

令和8年1月23日（金）から令和8年1月27日（火）午後5時まで

(3) 質問受付方法

「質問書」（様式あり）により電子メールにて提出

電子メール 40kaigo@city.kawasaki.jp

(4) 回答方法

令和8年2月2日（月）までに参加資格を有するすべての事業者に文書（電子メール）にて送付

9 提案書等の提出

(1) 提出場所

7 (1) と同じ

(2) 提出期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月6日（金）

午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで

(3) 提出書類

ア 提案書（様式あり）

イ 要件確認書（様式あり）

ウ 見積書

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は宛先を次のとおりとし、受付期間内に必着とする。）

郵送の場合の宛先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市 健康福祉局 介護保険課 事業調整担当

10 プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションを実施するので、提案参加業者は出席すること。プレゼンテーションの開催日時、開催場所及び発表時間については、提案参加業者に令和8年2月中旬までに電子メールにて通知する。

11 選定審査委員会の開催

(1) 審査及び決定

委託業者の選定にあたっては、川崎市介護保険業務委託事業者選定審査委員会設置要綱に基づき設置する川崎市介護保険業務委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）において評価を行う。審査委員会では、「提案書」、「要件確認書」、「プレゼンテーション」及び「見積書」の内容等をもとに審査し、総合評価点数が高い者を委託予定業者として決定する。ただし、総合評価点数が満点の60%に満たない場合は、不合格とする場合がある。

(2) 総合評価点数が同点の場合

次の優先順位で委託予定業者を決定する。

（ア）プレゼンテーションによる提案項目の合計点数が高い者

（イ）出席委員の多数決

（ア）（イ）によっても同点の場合は、選定委員会の委員長が決するものとする。

12 その他

(1) 提出書類

様式が指定されている提出書類については、川崎市のホームページからダウ

ンロード（「提案書等作成要領」及び「仕様書」も同様にダウンロード可能）して作成すること。なお、提出された書類は返却しない。

- (2) 提案書作成及び提出に関する費用負担
提案参加事業者の負担とする。
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (4) 契約書作成の要否
要する。
- (5) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」の契約関係規定において閲覧することができる。
- (6) 選定の効果
本契約の効果発生には、川崎市議会定例会における、本契約に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要する。